

結果の概要

1 平成24年における被疑事件の特色

近年、被疑事件の通常受理人員は減少傾向にあり、平成24年においてもその傾向が見られる。罪種別に前年と比較すると、刑法犯、特別法犯（※1）、自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反のすべての罪種において減少している。

また、少年被疑事件や外国人被疑事件（※2）の通常受理人員もそれぞれ減少傾向にある。

（※1）道路交通法等違反を除く。以下同じ。

（※2）自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

2 被疑事件の受理

(1) 通常受理人員（統計表第7，9，10表関係）

平成24年において全国の検察庁で取り扱った被疑事件の通常受理人員の総数は1,417,400人で、前年に比べると4.3%（64,265人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表1）と、刑法犯は3.4%（9,844人）、特別法犯は1.6%（1,501人）、道路交通法等違反は5.8%（24,358人）それぞれ減少している。

なお、刑法犯のうち、自動車による過失致死傷の通常受理人員は646,330人で、刑法犯全体の69.8%、総数の45.6%を占めるが、前年に比べると4.2%（28,562人）減少している。

表1 被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	1,417,400	100.0	-4.3
刑法犯	279,792	19.7	-3.4
特別法犯	95,278	6.7	-1.6
自動車による過失致死傷	646,330	45.6	-4.2
道路交通法等違反	396,000	27.9	-5.8

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

通常受理人員について、平成19年以降の推移を罪種別に見る（表2）と、特別法犯については、平成21年に増加に転じたが、同22年からは減少傾向にある。その他の罪種においては減少傾向にある。

表2 通常受理人員の指数の推移

罪種	平成					
	19年	20年	21年	22年	23年	24年
総数	100	90	86	83	78	75
刑法犯	100	93	92	89	84	81
特別法犯	100	92	93	87	81	80
自動車による過失致死傷	100	91	89	87	84	80
道路交通法等違反	100	85	79	73	68	64

（注）1 平成19年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

(2) 罪名別通常受理人員（統計表第7，9表関係）

平成24年における刑法犯の通常受理人員は926,122人で、前年に比べると4.0%（38,406人）減少している。

主な罪名別（※）に前年と比較して見る（表3）と、傷害（11.7%、4,210人）、賭博・富くじ（11.5%、97人）、強制わいせつ・強姦（9.8%、436人）などがそれぞれ増加し、贈収賄（19.1%、26人）、放火（14.6%、140人）、横領・背任（11.7%、3,018人）などがそれぞれ減少している。

（※）刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表（その1）」の大分類による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下同じ。

表3 刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	926,122	100.0	-4.0
公務執行妨害	2,569	0.3	-2.0
放火	821	0.1	-14.6
住居侵入	8,800	1.0	2.6
文書偽造	3,331	0.4	-1.6
強制わいせつ・強姦	4,893	0.5	9.8
賭博・富くじ	939	0.1	11.5
収賄・贈賄	110	0.0	-19.1
殺人	1,640	0.2	2.4
傷害	40,270	4.3	11.7
自動車による過失致死傷	646,330	69.8	-4.2
窃盗	133,068	14.4	-8.6
強盗	4,033	0.4	-8.1
詐欺	17,896	1.9	5.0
恐喝	3,932	0.4	-3.7
横領・背任	22,719	2.5	-11.7
盗品等関係	1,947	0.2	-6.7
毀棄・隠匿	9,782	1.1	1.3
暴力行為等処罰に関する法律	1,917	0.2	2.4
その他の刑法犯	21,125	2.3	3.1

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成24年における特別法犯の通常受理人員は95,278人で、前年に比べると1.6% (1,501人) 減少している。

主な罪名別に前年と比較して見る(表4)と、不正競争防止法違反(237.3%, 121人)、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律違反(87.7%, 57人)、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反(73.5%, 139人)などがそれぞれ増加し、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反(40.8%, 300人)、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反(40.5%, 60人)、貸金業法(15.3%, 37人)などがそれぞれ減少している。

表4 特別法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	95,278	100.0	-1.6
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	3,697	3.9	-5.7
銃砲刀剣類所持等取締法	5,668	5.9	3.0
売春防止法	967	1.0	2.8
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	2,205	2.3	6.6
ストーカー行為等の規制等に関する法律	328	0.3	73.5
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	88	0.1	-40.5
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	122	0.1	87.7
著作権法	382	0.4	14.0
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7,536	7.9	-2.9
金融商品取引法	137	0.1	48.9
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	435	0.5	-40.8
貸金業法	205	0.2	-15.3
不正競争防止法	172	0.2	237.3
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	122	0.1	17.3
出入国管理及び難民認定法	3,122	3.3	-11.7
その他の特別法犯	70,092	73.6	-1.4

なお、平成24年における薬事関係事犯の通常受理人員を前年と比較して見ると、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)違反(98.6%, 205人)は増加し、あへん法違反(78.9%, 15人)、麻薬及び向精神薬取締法違反(8.0%, 63人)、覚せい剤取締法違反(3.5%, 692人)、大麻取締法違反(1.4%, 36人)はそれぞれ減少している。

平成19年以降の麻薬、覚せい剤等の薬事関係事犯の通常受理人員の推移は表5のとおりである。

表5 薬事関係事犯の通常受理人員の推移

罪名	平成19年	20年	21年	22年	23年	24年
大麻取締法	3,549 (100)	4,058 (114)	4,392 (124)	3,468 (98)	2,578 (73)	2,542 (72)
麻薬及び向精神薬取締法	1,328 (100)	1,337 (101)	1,038 (78)	936 (70)	785 (59)	722 (54)
覚せい剤取締法	20,288 (100)	18,266 (90)	19,365 (95)	19,663 (97)	19,700 (97)	19,008 (94)
あへん法	54 (100)	14 (26)	29 (54)	23 (43)	19 (35)	4 (7)
麻薬特例法	227 (100)	325 (143)	230 (101)	251 (111)	208 (92)	413 (182)

(注) () 内の数は、平成19年を100とする指数である。

3 被疑事件の処理

(1) 既済及び未済の人員 (統計表第8, 9, 10表関係)

平成24年において全国の検察庁で既済となった被疑事件の人員(※)の総数は1,423,107人で、未済となった被疑事件の人員の総数は18,747人である。前年に比べると、既済人員は4.4%(65,716人)減少し、未済人員は20.9%(3,235人)増加している。

罪種別に前年と比較して見る(表6)と、既済人員については、刑法犯(4.0%, 11,657人)、特別法犯(2.1%, 2,056人)、自動車による過失致死傷(4.2%, 28,284人)、道路交通法等違反(5.6%, 23,719人)のいずれも減少しており、未済人員については、刑法犯(35.6%, 2,482人)、特別法犯(23.0%, 619人)、自動車による過失致死傷(11.0%, 406人)は増加したが、道路交通法等違反(12.6%, 272人)は減少している。

(※) 時効再起事件の人員(6人)及び他の検察庁に送致したことにより既済となった人員を除く。以下同じ。

表6 被疑事件の既済人員及び未済人員

罪種	既済人員	構成比(%)	対前年比(%)	未済人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	1,423,107	100.0	-4.4	18,747	100.0	20.9
刑法犯	279,554	19.6	-4.0	9,445	50.4	35.6
特別法犯	96,312	6.8	-2.1	3,310	17.7	23.0
自動車による過失致死傷	646,725	45.4	-4.2	4,101	21.9	11.0
道路交通法等違反	400,516	28.1	-5.6	1,891	10.1	-12.6

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

また、平成24年における受理人員(旧受及び新受)総数(1,660,513人)に対する未済人員(18,747人)の割合は1.1%で、前年と比較して0.2ポイント上昇している。

平成24年の既済率は、総数は98.7%で、前年と比較して0.3ポイント低下している。

平成19年以降の既済率の推移は表7のとおりである。

表7 既済率の推移

罪種	平成19年	20年	21年	22年	23年	24年
総数	99.3	99.1	99.2	99.1	99.0	98.7
刑法犯	98.2	98.1	97.9	98.0	97.7	96.7
特別法犯	94.9	97.9	98.0	97.8	97.3	96.7
自動車による過失致死傷	99.6	99.5	99.6	99.6	99.5	99.4
道路交通法等違反	99.7	99.6	99.7	99.6	99.5	99.5

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

2 既済率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{既済人員数（「他の検察庁に送致」を除く。）}}{\text{既済人員数（「他の検察庁に送致」を除く。）} + \text{未済人員数}} \times 100$$

(2) 既済事由別人員（統計表第8, 9, 10表関係）

平成24年における既済人員について既済事由別に見ると、前年に比べ、起訴は443,965人で6.4%（30,160人）減少し、不起訴は861,137人で2.2%（19,150人）減少している。

既済事由別人員の構成比について、平成19年以降の推移を見る（表8）と、公判請求の割合は平成20年と同21年は増加したが、同22年からは減少してほぼ横ばいであり、略式命令請求は減少傾向にあつて、起訴全体の割合は減少傾向が認められる。

表8 既済事由別人員の構成比の推移

既 済 事 由	平 成	年					
		19年	20年	21年	22年	23年	24年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
起 訴	35.9	34.3	33.9	32.8	31.8	31.2	
公 判 請 求	6.6	7.0	7.2	6.9	6.8	6.8	
略 式 命 令 請 求	29.3	27.3	26.7	25.9	25.0	24.4	
不 起 訴	54.7	56.4	56.6	57.8	59.1	60.5	
そ の 他	9.4	9.3	9.5	9.3	9.0	8.3	

（注）「その他」は、中止処分及び家庭裁判所送致である。

平成24年において不起訴にした人員について、不起訴の種類別構成比を前年と比較して見ると、起訴猶予は91.7%で0.4ポイント低下し、嫌疑不十分は5.9%で0.3ポイント、その他は2.4%で0.1ポイントそれぞれ上昇している。

平成24年において刑法犯で起訴された人員のうち、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷を除く刑法犯は70.1%で、自動車による過失致死傷は9.6%である。

なお、刑法犯で起訴された人員の公判請求及び略式命令請求の構成比について、平成19年以降の推移を見る（表9）と、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷を除く刑法犯は、平成20年と同21年は増加したが、同22年からは再び減少傾向にあり、自動車による過失致死傷は、平成20年と同21年は増加したが、同22年に減少し、その後は横ばいに推移している。

表9 刑法犯における公判請求人員と略式命令請求人員の構成比の推移

区 分	平 成	年					
		19年	20年	21年	22年	23年	24年
刑 法 犯	公 判 請 求	46.2	47.4	48.0	46.6	45.9	45.2
	略 式 命 令 請 求	53.8	52.6	52.0	53.4	54.1	54.8
自動車による過失致死傷を除く刑法犯	公 判 請 求	73.8	74.0	74.6	72.7	71.4	70.1
	略 式 命 令 請 求	26.2	26.0	25.4	27.3	28.6	29.9
自動車による過失致死傷	公 判 請 求	9.3	9.9	10.0	9.6	9.7	9.6
	略 式 命 令 請 求	90.7	90.1	90.0	90.4	90.3	90.4

(3) 被疑者の年齢（統計表第47, 48表関係）

平成24年において刑法犯（自動車による過失致死傷を除く。）で起訴し、又は起訴猶予にした被疑者について、犯時年齢層別にその構成比を見ると、20歳～24歳が最大となっている。

犯時年齢層別構成比について、平成19年以降の推移を見る（表10）と、20歳～24歳は減少傾向にあるものの、いずれの年においても最大値である。また、30歳～34歳も減少が続いている。

なお、40～44歳、45歳～49歳及び60歳以上の構成比は増加傾向が認められる。

表10 起訴又は起訴猶予処分に付した刑法犯における犯時年齢層別構成比の推移

年 齢	平成 19年	20年	21年	22年	23年	平成24年		
						総数	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14～17歳	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
18・19歳	0.9	0.8	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0	0.5
20～24歳	14.7	13.7	13.8	13.3	13.1	12.8	13.6	8.6
25～29歳	12.1	12.1	12.4	12.1	11.5	11.3	11.8	8.4
30～34歳	12.4	12.0	11.5	11.2	10.7	10.5	10.9	8.3
35～39歳	11.6	11.5	11.8	11.8	11.6	11.3	11.5	10.0
40～44歳	9.2	9.4	9.8	10.1	10.3	10.8	10.8	10.8
45～49歳	7.6	7.9	7.9	8.2	8.2	8.6	8.6	8.4
50～54歳	7.3	7.1	6.9	6.9	7.0	7.0	7.1	6.5
55～59歳	8.9	8.6	7.8	7.3	6.9	6.6	6.6	6.5
60～64歳	5.8	6.4	6.5	6.8	7.4	7.4	7.2	8.2
65～69歳	4.3	4.6	4.7	4.8	4.9	4.9	4.5	7.1
70歳以上	5.2	5.8	5.9	6.5	7.3	8.0	6.5	16.7

(4) 起訴率（統計表第8，9，10表関係）

平成24年において起訴した人員は443,965人である。罪種別に見ると、刑法犯は83,823人で、起訴した人員の18.9%、特別法犯は51,809人で同11.7%、自動車による過失致死傷は58,771人で同13.2%、道路交通法等違反は249,562人で同56.2%である。

平成24年の起訴率は34.0%で、前年に比べると1.0ポイント低下している。

平成19年以降の起訴率の推移を罪種別に見る（表11）と、全般的に減少傾向が認められる。

表11 起訴率の推移

罪 種	平成 19年	20年	21年	22年	23年	24年
刑 法 犯	43.6	44.4	43.9	42.5	41.9	40.7
特 別 法 犯	60.2	57.2	55.9	56.3	56.8	55.3
自動車による過失致死傷	9.9	9.8	9.7	9.5	9.3	9.4
道路交通法等違反	72.7	69.7	71.1	70.2	68.2	65.7

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

2 起訴率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{起訴人員数}}{\text{起訴人員数} + \text{不起訴人員数}} \times 100$$

刑法犯の主な罪名別起訴率について、平成19年以降の推移を見る（表12）と、前年に比べ、賭博・富くじ（5.6ポイント）、強盗（4.3ポイント）、恐喝（2.2ポイント）などが上昇し、贈収賄（20.9ポイント）、文書偽造（7.2ポイント）、盗品等関係（5.4ポイント）などが低下している。

表12 刑法犯の主な罪名別起訴率の推移

罪 名	平成					
	19年	20年	21年	22年	23年	24年
公務執行妨害	64.5	66.7	61.3	63.0	58.8	58.9
放火	53.9	53.0	52.9	50.4	44.3	44.1
住居侵入	46.4	45.3	44.7	45.6	43.0	42.0
文書偽造	65.2	65.5	61.9	56.9	52.9	45.7
強制わいせつ・強姦	56.4	53.8	53.8	53.3	51.4	49.6
賭博・富くじ	54.7	60.6	60.3	53.4	46.7	52.3
収賄・贈賄	78.5	78.4	72.7	84.3	82.0	61.1
殺人	52.9	48.9	48.6	38.3	37.1	31.8
傷害	52.5	49.9	47.0	46.8	44.9	43.0
自動車による過失致死傷	9.9	9.8	9.7	9.5	9.3	9.4
窃盗	39.6	42.4	43.8	42.8	43.8	42.2
強盗	73.2	67.1	66.1	59.4	54.9	59.2
詐欺	64.3	64.2	65.4	60.1	54.7	55.0
恐喝	51.8	45.5	42.6	41.1	37.8	40.0
横領・背任	14.5	16.1	17.5	18.2	19.8	18.8
盗品等関係	42.6	47.0	34.8	26.1	30.9	25.5
毀棄・隠匿	27.1	26.3	25.5	24.9	25.0	25.0
暴力行為等処罰に関する法律	63.8	59.8	58.7	61.6	53.3	52.7

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

(5) 処理期間 (統計表第30, 31表関係)

平成24年において既済となった被疑事件(※1)の処理期間(※2)について、その期間別人員の構成比を罪種別に見る(表13)と、被疑事件を受理後15日以内に処理した割合は、刑法犯51.7%、特別法犯46.3%、総数50.2%であり、1月以内までに処理した割合は、刑法犯80.9%、特別法犯75.1%、総数79.3%である。

さらに、2月以内までに処理した割合を見ると、刑法犯91.0%、特別法犯88.1%、総数90.2%である。

(※1) 他の検察庁に送致したことにより既済となった事件を含み、自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を含まない。

(※2) 検察庁において事件を受理した日から処理が既済となった日までの期間

表13 被疑事件の処理期間別人員

罪 種	総 数	15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える
総 数	433,680	217,688	126,200	47,277	18,578	18,878	4,658	370	31
	(100.0)	(50.2)	(29.1)	(10.9)	(4.3)	(4.4)	(1.1)	(0.1)	(0.0)
刑 法 犯	313,216	161,867	91,516	31,634	12,126	12,456	3,288	310	19
	(100.0)	(51.7)	(29.2)	(10.1)	(3.9)	(4.0)	(1.0)	(0.1)	(0.0)
特 別 法 犯	120,464	55,821	34,684	15,643	6,452	6,422	1,370	60	12
	(100.0)	(46.3)	(28.8)	(13.0)	(5.4)	(5.3)	(1.1)	(0.0)	(0.0)

(注) ()内は、総数に対する構成比である。

4 少年被疑事件

(1) 通常受理人員 (統計表第27表関係)

平成24年における少年被疑事件の通常受理人員は119,212人で、前年に比べると11.7%(15,735人)減少している。

罪種別に前年と比較して見る(表14)と、刑法犯は15.0%(13,124人)、道路交通法等違反は8.6%(1,932人)、特別法犯は3.5%(89人)、自動車による過失致死傷は2.7%(590人)それぞれ減少している。

また、男女別構成比では、男子が81.7%を占めている。前年に比べると、男子は11.0%(12,062人)減少し、女子も14.4%(3,673人)減少している。

表14 少年被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	119,212	100.0	-11.7
刑 法 犯	74,505	62.5	-15.0
特 別 法 犯	2,423	2.0	-3.5
自動車による過失致死傷	21,664	18.2	-2.7
道路交通法等違反	20,620	17.3	-8.6
男	97,417	81.7	-11.0
女	21,795	18.3	-14.4

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

少年被疑事件の通常受理人員について、平成19年以降の推移を罪種別に見る(表15)と、すべての罪種で減少傾向が認められる。

表15 少年被疑事件の通常受理人員の指数の推移

罪 種	平 成 19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
総 数	100	88	87	82	75	66
刑 法 犯	100	90	90	85	78	66
特 別 法 犯	100	86	86	79	67	65
自動車による過失致死傷	100	86	80	76	71	70
道路交通法等違反	100	83	83	76	68	62
男	100	88	88	83	77	68
女	100	85	83	76	67	58

(注) 1 平成19年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

(2) 罪名別通常受理人員 (統計表第27表関係)

平成24年における少年被疑事件について、刑法犯の通常受理人員を主な罪名別(※)に見る(表16)と、前年に比べて、文書偽造(24.0%, 24人), 強制わいせつ・強姦(21.0%, 98人), 傷害(7.6%, 513人), 公務執行妨害(7.1%, 18人), が増加したほかは、横領・背任(19.4%, 2,971人), 窃盗(19.2%, 10,174人), 放火(18.0%, 16人)などが減少するなど、全般的に減少していることが認められる。

(※) 刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表(その2)」による。ただし、注記のある場合は、それによる。

以下少年被疑事件の項において同じ。

表16 少年被疑事件の刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	96,169	100.0	-12.5
公 務 執 行 妨 害	272	0.3	7.1
放 火	73	0.1	-18.0
住 居 侵 入	2,943	3.1	-1.8
文 書 偽 造	124	0.1	24.0
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	564	0.6	21.0
殺 人	54	0.1	-6.9
傷 害	7,241	7.5	7.6
自 動 車 に よ る 過 失 致 死 傷	21,664	22.5	-2.7
窃 盗	42,805	44.5	-19.2
強 盗	835	0.9	-6.2
詐 欺	1,055	1.1	-5.0
恐 喝	1,330	1.4	-4.4
横 領 ・ 背 任	12,327	12.8	-19.4
盗 品 等 関 係	1,285	1.3	-7.8
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 す る 法 律	403	0.4	-8.6
そ の 他 の 刑 法 犯	3,194	3.3	-7.0

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷・強姦致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

また、特別法犯のうち、薬事関係事犯の通常受理人員を罪名別に前年と比較して見ると、麻薬及び向精神薬取締法違反は10人で41.2%（7人）、覚せい剤取締法違反は184人で26.4%（66人）、大麻取締法違反は81人で3.6%（3人）、毒物及び劇物取締法違反は123人で1.6%（2人）といずれも減少している。

(3) 全被疑者中に占める少年被疑者の割合（統計表第7，9，10，27表関係）

平成24年における全被疑者（少年，成人及び法人の全被疑者をいう。）の通常受理人員中に占める少年被疑者の割合は8.4%で，前年に比べると0.7ポイント減少している。

全被疑者中に占める少年被疑者の比率について，平成19年以降の推移を罪種別に見る（表17）と，全般的に減少傾向が認められる。

表17 全被疑者に占める少年被疑者の比率の推移

罪 種	平成 19年	20年	21年	22年	23年	24年
総 数	9.5	9.3	9.6	9.4	9.1	8.4
刑 法 犯	32.5	31.4	31.8	31.1	30.3	26.6
特 別 法 犯	3.1	2.9	2.9	2.8	2.6	2.5
自動車による過失致死傷	3.9	3.6	3.5	3.3	3.3	3.4
道路交通法等違反	5.4	5.2	5.6	5.6	5.4	5.2

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

平成24年における刑法犯の通常受理人員について，少年と成人の構成比を主な罪名別に見る（表18）と，前年と比較して少年被疑者の占める割合が増加している罪名は，強制わいせつ・強姦（1.0ポイント），公務執行妨害（0.9ポイント），文書偽造（0.7ポイント），強盗（0.4ポイント）などであり，減少している罪名は，横領・背任（5.1ポイント），窃盗（4.2ポイント），暴力行為等処罰に関する法律違反（2.6ポイント）などである。

なお，少年被疑者の占める割合が成人の割合より高い罪名は，盗品等関係（66.0%），横領・背任（54.3%）である。

表18 刑法犯の少年・成人別被疑者の構成比

罪 名	少年	成人
総 数	10.4	89.6
公 務 執 行 妨 害	10.6	89.4
放 火	8.9	91.1
住 居 侵 入	33.4	66.6
文 書 偽 造	3.7	96.3
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	11.5	88.5
殺 人	3.3	96.7
傷 害	18.0	82.0
自動車による過失致死傷	3.4	96.6
窃 盗	32.2	67.8
強 盗	20.7	79.3
詐 欺	5.9	94.1
恐 喝	33.8	66.2
横 領 ・ 背 任	54.3	45.7
盗 品 等 関 係	66.0	34.0
暴力行為等処罰に関する法律	21.0	79.0
そ の 他 の 刑 法 犯	10.0	90.0

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を，「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を，「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷・強姦致死傷を，「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

(4) 少年被疑事件の年齢別人員（統計表第27表関係）

平成24年における刑法犯に係る少年被疑事件について，年齢別通常受理人員を見る（表19）と，前年に比べて，14・15歳は19.0%（6,584人），16・17歳は13.2%（4,624人），18・19歳は6.3%（2,506人）それぞれ減少している。

表19 刑法犯に係る少年被疑事件の年齢別通常受理人員

年 齢	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	96,169	100.0	-12.5
14・15 歳	28,144	29.3	-19.0
16・17 歳	30,466	31.7	-13.2
18・19 歳	37,559	39.1	-6.3

刑法犯に係る少年被疑事件の通常受理人員について、平成19年以降の年齢別構成比の推移を見る（表20）と、14・15歳の割合は増加傾向にあったが、同22年に減少に転じてからは減少傾向にあり、16・17歳の割合は僅かな増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいに推移している。また、18・19歳の割合は減少傾向にあったが、同22年以降は増加傾向にある。

表20 少年被疑事件の刑法犯通常受理人員の年齢別構成比の推移

年 齢	平 成						
		19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14・15 歳	29.2	30.1	32.0	31.8	31.6	29.3	
16・17 歳	32.9	33.3	32.4	31.8	31.9	31.7	
18・19 歳	37.9	36.6	35.6	36.4	36.5	39.1	

5 外国人被疑事件

(1) 通常受理人員（統計表第15, 21表関係）

平成24年における外国人被疑事件の通常受理人員は16,332人で、前年に比べると3.0%（502人）減少している。罪種別に対前年比を見る（表21）と、刑法犯は0.9%（84人）増加し、特別法犯は7.9%（586人）減少している。

表21 外国人被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	16,332	100.0	-3.0
刑 法 犯	9,461	57.9	0.9
特 別 法 犯	6,871	42.1	-7.9

平成24年における外国人被疑事件（自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。）について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表22）と、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルが上位を占める。

前年に比べると、アメリカ合衆国（14.2%、54人）、ブラジル（11.6%、120人）、ロシア（5.1%、8人）、韓国・朝鮮（1.9%、86人）が増加し、イラン（32.7%、90人）、ベトナム（14.1%、129人）、フィリピン（13.4%、188人）などがそれぞれ減少している。

表22 国籍別通常受理人員

国 籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	16,332	100.0	-3.0
中 国	5,076	31.1	-2.9
韓 国 ・ 朝 鮮	4,673	28.6	1.9
フ ィ リ ピ ン	1,210	7.4	-13.4
ブ ラ ジ ル	1,154	7.1	11.6
ベ ト ナ ム	786	4.8	-14.1
ペ ル ー	472	2.9	-10.6
ア メ リ カ 合 衆 国	435	2.7	14.2
タ イ	348	2.1	-0.6
イ ラ ン	185	1.1	-32.7
ロ シ ア	164	1.0	5.1
そ の 他	1,829	11.2	-7.7

平成24年における来日外国人被疑事件の通常受理人員は12,025人で、前年に比べると6.7%（868人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表23）と、刑法犯は2.2%（147人）、特別法犯は11.4%（721人）それぞれ減少している。

また、平成24年における外国人被疑事件の通常受理人員中に占める来日外国人の割合は73.6%で、前年に比べると3.0ポイント低下しており、罪種別では、刑法犯は68.0%で2.1ポイント、特別法犯は81.4%で3.3ポイントそれぞれ低下している。

表23 来日外国人被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総数	12,025	100.0	-6.7	73.6
刑法犯	6,429	53.5	-2.2	68.0
特別法犯	5,596	46.5	-11.4	81.4

平成24年における来日外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表24）と、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルなどが上位を占める。

前年に比べると、ブラジル（11.9%、103人）、アメリカ合衆国（8.1%、20人）、ロシア（4.8%、7人）が増加し、イラン（34.1%、87人）、ペルー（18.5%、84人）、フィリピン（16.8%、209人）などがそれぞれ減少している。

表24 来日外国人国籍別通常受理人員

国籍	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総数	12,025	100.0	-6.7	73.6
中国	4,514	37.5	-5.8	88.9
韓国・朝鮮	1,816	15.1	-0.9	38.9
フィリピン	1,038	8.6	-16.8	85.8
ブラジル	967	8.0	11.9	83.8
ベトナム	747	6.2	-14.9	95.0
ペルー	369	3.1	-18.5	78.2
タイ	310	2.6	-4.6	89.1
アメリカ合衆国	266	2.2	8.1	61.1
イラン	168	1.4	-34.1	90.8
ロシア	152	1.3	4.8	92.7
その他	1,678	14.0	-9.6	91.7

(2) 罪名別通常受理人員（統計表第15、21表関係）

平成24年における外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に見る（表25）と、前年に比べると、刑法犯では、賭博・富くじ（95.0%、19人）、詐欺（26.4%、118人）、強制わいせつ・強姦（21.5%、29人）などが増加し、殺人（15.3%、9人）、盗品等関係（15.1%、18人）、横領・背任（12.3%、61人）などが減少している。特別法犯では、売春防止法違反（13.9%、21人）、銃砲刀剣類所持等取締法違反（9.8%、18人）が増加したほか、外国人登録法違反（59.6%、28人）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反（19.0%、141人）などがそれぞれ減少し、あへん法違反の受理はなかった。

構成比で見ると、窃盗が25.2%と最も高く、次いで出入国管理及び難民認定法違反が16.9%を占めている。

表25 外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	16,332	100.0	-3.0
刑 法 犯	9,461	57.9	0.9
公 務 執 行 妨 害	132	0.8	10.9
住 居 侵 入	267	1.6	12.7
文 書 偽 造	421	2.6	-10.2
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	164	1.0	21.5
賭 博 ・ 富 く じ	39	0.2	95.0
殺 人	50	0.3	-15.3
傷 害	1,869	11.4	12.9
窃 盗	4,122	25.2	-8.2
強 盗	210	1.3	5.0
詐 欺	565	3.5	26.4
恐 喝	88	0.5	-5.4
横 領 ・ 背 任	435	2.7	-12.3
盗 品 等 関 係	101	0.6	-15.1
暴力行為等処罰に関する法律	73	0.4	14.1
そ の 他 の 刑 法 犯	925	5.7	19.4
特 別 法 犯	6,871	42.1	-7.9
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	600	3.7	-19.0
銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	201	1.2	9.8
売 春 防 止 法	172	1.1	13.9
大 麻 取 締 法	156	1.0	-4.9
麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法	117	0.7	-12.7
覚 せ い 剤 取 締 法	921	5.6	-14.3
あ へ ん 法	-	-	-100.0
関 税 法	192	1.2	-7.7
出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法	2,753	16.9	-12.4
外 国 人 登 録 法	19	0.1	-59.6
そ の 他 の 特 別 法 犯	1,740	10.7	8.4

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成24年における全被疑者の通常受理人員（375,070人、自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。）に占める外国人被疑者の割合は4.4%で、前年とほぼ同割合である。

罪名別に外国人被疑者の割合を見ると、刑法犯では、文書偽造（12.6%）、強盗（5.2%）、盗品等関係（5.2%）などが、特別法犯では、外国人登録法違反（100.0%）、出入国管理及び難民認定法違反（88.2%）、関税法違反（53.3%）などが高い割合を示している。

平成24年における来日外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に前年と比較して見る（表26）と、刑法犯では、賭博・富くじ（77.8%、7人）、詐欺（44.2%、107人）、強制わいせつ・強姦（24.3%、25人）が増加し、恐喝（42.0%、21人）、盗品等関係（25.0%、25人）、横領・背任（17.7%、58人）などが減少している。特別法犯では、売春防止法違反（11.4%、14人）が増加したほか、外国人登録法違反（61.4%、27人）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反（27.6%、171人）などが減少し、あへん法違反の受理はなかった。

表26 来日外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	12,025	100.0	-6.7
刑 法 犯	6,429	53.5	-2.2
公務執行妨害	70	0.6	-6.7
住居侵入	171	1.4	9.6
文書偽造	370	3.1	-14.7
強制わいせつ・強姦	128	1.1	24.3
賭博・富くじ	16	0.1	77.8
殺人	42	0.3	0.0
傷害	1,145	9.5	6.1
窃盗	2,919	24.3	-9.8
強盗	156	1.3	-1.9
詐欺	349	2.9	44.2
恐喝	29	0.2	-42.0
横領・背任	269	2.2	-17.7
盗品等背任	75	0.6	-25.0
暴力行為等処罰に関する法律	49	0.4	19.5
その他の刑法犯	641	5.3	22.3
特 別 法 犯	5,596	46.5	-11.4
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	449	3.7	-27.6
銃砲刀剣類所持等取締法	129	1.1	-3.0
売春防止法	137	1.1	11.4
大麻取締法	122	1.0	-10.9
麻薬及び向精神薬取締法	100	0.8	-18.7
覚せい剤取締法	627	5.2	-17.1
あへん法	-	-	-100.0
関税	157	1.3	-16.9
出入国管理及び難民認定法	2,656	22.1	-13.6
外国人登録法	17	0.1	-61.4
その他の特別法犯	1,202	10.0	7.9

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成24年における外国人被疑事件の通常受理人員に占める来日外国人の割合を主な罪名別に見ると、刑法犯では、文書偽造(87.9%)、殺人(84.0%)、強制わいせつ・強姦(78.0%)などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法違反(96.5%)、外国人登録法違反(89.5%)などが高い割合を示している。

6 被疑者の逮捕・勾留

(1) 逮捕(統計表第41, 43表関係)

平成24年に既済となった被疑事件(※)の人員のうち、逮捕された者は129,664人で、前年に比べると1.8%(2,291人)増加し、同24年に逮捕された者の既済となった被疑事件の人員に占める割合は34.8%で前年より1.8ポイント上昇している。

(※)自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

罪種別に対前年比を見る(表27)と、逮捕された者の人員は、刑法犯は3.7%(3,469人)増加し、特別法犯は3.4%(1,178人)減少している。また、逮捕された者の割合は、刑法犯は34.3%で前年より2.5ポイント上昇し、特別法犯は36.3%で前年より0.4ポイント低下している。

表27 逮捕・不逮捕別人員

罪 種	総 数	逮 捕 さ れ た 者			逮 捕 さ れ な か っ た 者		
		人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	372,284	129,644	34.8	1.8	242,640	65.2	-6.3
刑 法 犯	279,520	95,978	34.3	3.7	183,542	65.7	-7.6
特 別 法 犯	92,764	33,666	36.3	-3.4	59,098	63.7	-1.8

既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員構成比について、平成19年以降の推移をみると表28のとおりである。

表28 逮捕・不逮捕別人員構成比の推移

区 分	平成 19年	20年	21年	22年	23年	24年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
逮捕された者	30.8	32.1	32.1	32.0	33.0	34.8
逮捕されなかった者	69.2	67.9	67.9	68.0	67.0	65.2

平成24年において既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員及び構成比を少年・成人別（年齢は、処理時年齢であり、年齢不詳者を除く。）に見ると、逮捕された少年は11,790人（15.4%）、同成人は117,820人（43.6%）であり、前年に比べると、少年は5.2%（653人）減少し、成人は2.6%（2,951人）増加している。

また、男女別（性別不詳者を除く。）に見ると、逮捕された男子は116,111人（39.1%）、同女子は13,533人（26.4%）であり、前年に比べると、男子は1.9%（2,182人）、女子は0.8%（109人）それぞれ増加している。

平成24年において逮捕された者を逮捕の区分別に見る（表29）と、検察庁逮捕が227人（0.2%）、警察から身柄送致が121,593人（93.8%）、警察で身柄釈放が7,824人（6.0%）であり、前年に比べると、検察庁逮捕が13人（5.4%）が減少し、警察から身柄送致が1,804人（1.5%）、警察で身柄釈放が500人（6.8%）それぞれ増加している。

表29 逮捕された人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	129,644	100.0	1.8
検 察 庁 逮 捕	227	0.2	-5.4
警 察 から 身 柄 送 致	121,593	93.8	1.5
警 察 で 身 柄 釈 放	7,824	6.0	6.8

また、平成24年において逮捕された者について、既済事由別にその人員及び構成比を見ると、起訴は75,618人（58.3%）、不起訴は42,695人（32.9%）、中止は57人（0.0%）、家庭裁判所送致は11,274人（8.7%）であり、前年に比べると、起訴は2.2%（1,663人）減少し、不起訴は12.3%（4,673人）増加している。

(2) 勾留（統計表第41, 42, 44表関係）

平成24年において既済となった被疑事件の人員のうち、勾留請求した者は113,617人で、検察庁逮捕及び警察から身柄送致された者の93.3%を占める。このうち、勾留状が発せられた者は112,047人で、勾留請求した者の98.6%を占めている。

また、勾留された者（※）は112,074人で、前年に比べると1.5%（1,664人）増加している。

（※）少年法第45条第4号又は第45条の2の規定により、同法第17条第1項第2号の観護の措置が勾留とみなされる場合を含む。以下同じ。

平成24年において勾留された者について、勾留後の措置別に見る（表30）と、前年に比べると、勾留中公判請求は52,994人で4.4%（2,441人）、勾留中家裁送致は7,675人で7.2%（597人）それぞれ減少しており、勾留中略式命令請求は13,943人で4.4%（589人）、釈放は37,449人で12.3%（4,107人）それぞれ増加している。

表30 勾留後の措置別人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	112,074	100.0	1.5
勾 留 中 公 判 請 求	52,994	47.3	-4.4
勾 留 中 略 式 命 令 請 求	13,943	12.4	4.4
勾 留 中 家 裁 送 致	7,675	6.8	-7.2
釈 放	37,449	33.4	12.3
そ の 他	13	0.0	85.7

また、釈放された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見ると、起訴（勾留中求令状による起訴を含む。）は3,858人（10.3%）、不起訴は32,853人（87.7%）、中止は36人（0.1%）、家庭裁判所送致は702人（1.9%）である。

平成24年において勾留された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見る（表31）と、起訴は70,806人（63.2%）、不起訴は32,953人（29.4%）、中止は36人（0.0%）、家庭裁判所送致は8,279人（7.4%）であり、前年に比べると、起訴は2.0%（1,451人）減少し、不起訴は13.1%（3,829人）増加している。

表31 勾留被疑者の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	112,074	100.0	1.5
起 訴	70,806	63.2	-2.0
不 起 訴	32,953	29.4	13.1
起 訴 猶 予	23,223	20.7	9.9
嫌 疑 不 十 分	7,434	6.6	23.6
そ の 他	2,296	2.0	15.6
中 止	36	0.0	-5.3
家 裁 送 致	8,279	7.4	-7.9

平成24年において勾留された者について、勾留期間別にその人員及び構成比を見ると、勾留期間が、5日以内は943人（0.8%）、10日以内は43,519人（38.8%）、15日以内は4,934人（4.4%）、20日以内は62,535人（55.8%）、25日以内は16人（0.0%）、25日を超えるは127人（0.1%）である。

なお、平成24年において勾留期間の延長を請求した者は67,703人である。そのうち、勾留期間の延長を許可された者は67,611人で、延長を請求した者の99.9%を占める。また、勾留期間の延長が許可された者のうち、起訴は43,636人で、延長が許可された者の64.5%を占める。

7 被疑者の前科関係

(1) 初犯者、前科者の人員（統計表第47、48表関係）

平成24年において起訴又は起訴猶予にした被疑者（※）について、初犯者・前科者別に人員を見る（表32）と、初犯者は146,685人で全体の59.9%を占め、前年に比べると0.4ポイント上昇している。

また、同被疑者中に占める前科者の割合を罪種別に見ると、刑法犯は41.4%で0.8ポイント低下し、特別法犯は37.6%で0.3ポイント上昇している。

（※）前科不詳者、法人、自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

表32 被疑者の初犯者・前科者別人員

区 分	総 数	初 犯 者	前 科 者
総 数	244,959	146,685	98,274
男	210,155	119,280	90,875
女	34,804	27,405	7,399
刑 法 犯	161,241	94,457	66,784
男	137,001	75,472	61,529
女	24,240	18,985	5,255
特 別 法 犯	83,718	52,228	31,490
男	73,154	43,808	29,346
女	10,564	8,420	2,144

刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、平成19年以降の初犯者と前科者の構成比の推移を見ると表33のとおりである。

表33 刑法犯の初犯者・前科者別構成比の推移

区 分	平成 19年	20年	21年	22年	23年	24年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
初 犯 者	62.4	61.3	60.6	60.2	57.8	58.6
前 科 者	37.6	38.7	39.4	39.8	42.2	41.4

平成24年において刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見る（表34）と、前年と比較して初犯者の割合が増加している罪名は、脅迫（5.2ポイント）、文書偽造（3.1ポイント）、毀棄・隠匿（2.8ポイント）などである。また、前科者の割合が増加している罪名は、強盗（2.8ポイント）、賭博・富くじ（2.3ポイント）、盗品等関係（2.2ポイント）などである。

なお、初犯者の割合が前科者の割合より高い罪名は、収賄・贈賄、賭博・富くじ、横領・背任、殺人、放火などである。

表34 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の構成比

罪 名	初 犯 者	前 科 者
公務執行妨害	51.6	48.4
放火	66.1	33.9
住居侵入	58.9	41.1
文書偽造	63.7	36.3
強制わいせつ・強姦	63.8	36.2
賭博・富くじ	69.0	31.0
収賄・贈賄	75.8	24.2
殺人	66.3	33.7
傷害	59.6	40.4
脅迫	52.2	47.8
窃盗	56.3	43.7
強盗	59.7	40.3
詐欺	55.8	44.2
恐喝	48.0	52.0
横領・背任	67.2	32.8
盗品等関係	55.2	44.8
毀棄・隠匿	56.0	44.0
暴力行為等処罰に関する法律	43.3	56.7

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成24年において特別法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見ると、初犯者の割合の高い罪名は、外国人登録法違反(85.0%、対前年比8.6ポイント低下)、公職選挙法違反(74.5%、同7.3ポイント低下)、職業安定法違反(74.2%、同18.1ポイント上昇)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反(72.6%、同0.3ポイント上昇)、大麻取締法違反(67.8%、同2.4ポイント低下)、児童福祉法違反(67.6%、同3.7ポイント上昇)などである。また、前科者の割合の高い罪名は、毒物及び劇物取締法違反(73.8%、対前年比2.1ポイント上昇)、覚せい剤取締法違反(72.3%、同1.8ポイント上昇)などである。

(2) 初犯者、前科者別公訴提起(公判請求及び略式命令請求)率(統計表第49、50表関係)

平成24年において公訴提起又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者及び前科者の公訴提起率を罪種別に見ると、初犯者では刑法犯は43.3%(前年44.4%)、特別法犯は51.7%(同52.6%)であり、前科者では刑法犯は64.2%(同66.0%)、特別法犯は74.1%(同75.1%)である。

刑法犯の主な罪名別の公訴提起率を見る(表35)と、公訴提起率が高い罪名は、順に、初犯者では強制わいせつ・強姦(91.5%)、強盗(91.4%)、殺人(87.6%)、収賄・贈賄(76.4%)などであり、前科者では強制わいせつ・強姦(95.7%)、収賄・贈賄(95.7%)、強盗(95.7%)、殺人(90.0%)などである。

表35 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の公訴提起率

罪 名	初 犯 者	前 科 者
公務執行妨害	57.6	69.5
放火	70.8	81.8
住居侵入	43.0	58.7
文書偽造	60.8	72.2
強制わいせつ・強姦	91.5	95.7
賭博・富くじ	49.2	61.4
収賄・贈賄	76.4	95.7
殺人	87.6	90.0
傷害	41.4	55.1
脅迫	56.6	64.5
窃盗	37.5	67.3
強盗	91.4	95.7
詐欺	70.9	72.6
恐喝	51.8	60.1
横領・背任	17.1	31.4
盗品等関係	35.8	46.8
毀棄・隠匿	56.3	70.4
暴力行為等処罰に関する法律	47.4	66.8

(注) 1 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

2 公訴提起率は以下により算出した。

$$\frac{\text{公訴提起人員数}}{\text{公訴提起人員数} + \text{起訴猶予人員数}} \times 100$$

また、特別法犯の主な罪名別の公訴提起率は、覚せい剤取締法違反は初犯者90.1%、前科者92.9%、毒物及び劇物取締法違反は初犯者75.4%、前科者88.4%、麻薬及び向精神薬取締法違反は初犯者70.7%、前科者72.9%、大麻取締法違反は初犯者63.8%、前科者71.0%などとなっている。

8 検察官の上訴

(1) 控訴（統計表第59, 60表関係）

平成24年において検察官が控訴した被告事件（検察官のみ控訴した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者とは控訴した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は101人である。そのうち、検察官のみの控訴に係る人員は91人で、検察官が控訴した被告事件の90.1%を占めている。

検察官が控訴した被告事件について、平成24年において既済となった人員を既済事由別に構成比を見る（表36）と、破棄自判の構成比が68.5%と最も高く、次いで控訴棄却が16.2%を占めている。

表36 控訴事件の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)
総 数	111	100.0
破 棄 自 判	76	68.5
破棄差戻し・破棄移送	5	4.5
控 訴 棄 却	18	16.2
控 訴 取 下 げ	-	-
そ の 他	12	10.8

また、検察官が控訴し、既済となった被告事件のうち、原判決が無罪の29人について既済事由別に見ると、破棄自判により新たに有罪としたは17人（58.6%）、破棄差戻し・破棄移送は3人（10.3%）、控訴棄却は8人（27.6%）である。また、原判決が有罪の79人については、破棄自判により原判決より刑を重くしたは48人（60.8%）、刑が同じは9人（11.4%）、刑を軽くしたは1人（1.3%）、無罪1人（1.3%）で、控訴棄却は10人（12.7%）などである。

(2) 上告（統計表第59, 61表関係）

平成24年において検察官が上告した被告事件（検察官のみが上告した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者とは上告した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は7人である。また、検察官が上告した被告事件で、平成24年において既済となった人員は9人である。

9 確定裁判と刑の執行猶予

(1) 確定裁判（統計表第63表関係）

平成24年において確定裁判を受けた人員は408,936人で、前年に比べると5.4%（23,115人）減少している。

刑の種類及び裁判結果別に前年と比較して見る（表37）と、有罪については、死刑（54.5%、12人）、懲役（2.7%、1,645人）、禁錮（0.1%、2人）、罰金（5.8%、21,353人）、拘留（37.5%、3人）、科料（3.2%、96人）のいずれも減少している。

また、無罪は6.5%（5人）は増加し、公訴棄却は2.4%（9人）減少している。

表37 確定裁判を受けた人員

刑の種類等	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	408,936	100.0	-5.4
死 刑	10	0.0	-54.5
懲 役	58,253	14.2	-2.7
禁 錮	3,227	0.8	-0.1
罰 金	344,121	84.2	-5.8
拘 留	5	0.0	-37.5
科 料	2,868	0.7	-3.2
無 罪	82	0.0	6.5
公 訴 棄 却	367	0.1	-2.4
そ の 他	3	0.0	0.0

懲役、禁錮及び罰金の確定裁判を受けた人員について、平成19年以降の推移を刑の種類別に見る（表38）と、懲役、禁錮及び罰金のいずれも減少傾向にある。

表38 懲役・禁錮・罰金の確定裁判を受けた人員の比率の推移

刑の種類	平成19年	20年	21年	22年	23年	24年
懲役	100	95	92	87	80	78
禁錮	100	95	95	94	91	91
罰金	100	85	80	75	68	64

(注) 平成19年を100とする指数である。

懲役及び禁錮の確定裁判を受けた人員について、平成19年以降の実刑と執行猶予の構成比の推移を見る(表39)と、懲役の実刑については増加傾向にあり、禁錮の実刑については減少傾向にある。

表39 自由刑における実刑・執行猶予の構成比の推移

区分	平成19年	20年	21年	22年	23年	24年
懲役	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実刑	41.9	41.9	42.0	42.6	43.5
	執行猶予	58.1	58.1	58.0	57.4	56.5
禁錮	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実刑	5.9	5.6	5.7	4.4	3.7
	執行猶予	94.1	94.4	94.3	95.6	96.3

平成24年において懲役及び禁錮の実刑の確定裁判を受けた人員について、刑期別による構成比を見る(表40)と、前年と比較して、懲役では、5年以下が3.7% (0.6ポイント上昇)、20年以下が38.9% (0.1ポイント上昇)それぞれ増加し、1年以下が4.6% (0.5ポイント低下)、3年以下が2.4% (0.1ポイント上昇)、10年以下が6.4% (0.2ポイント低下)、15年以下が13.1% (0.1ポイント低下)、20年を超えるが6.1% (構成比は前年と同数)、無期が17.4% (0.1ポイント低下)それぞれ減少している。また、禁錮では1年以下が33.3% (5.7ポイント低下)、3年以下が7.1% (3.2ポイント上昇)、3年を超えるが33.3% (2.5ポイント上昇)それぞれ減少している。

表40 懲役及び禁錮の刑期別人員

区分	人員	構成比 (%)
懲役	計	25,398
	1年以下	6,359
	3年以下	14,836
	5年以下	2,751
	10年以下	1,075
	15年以下	193
	20年以下	100
	20年を超える	46
	無期	38
禁錮	計	105
	1年以下	18
	3年以下	79
	3年を超える	8
	無期	-

(注) 刑の執行猶予を除く。

(2) 刑の執行猶予 (統計表第68, 69, 70, 71表関係)

平成24年において刑の執行猶予の言渡しを受けた人員は35,981人で、前年に比べると2.7% (984人) 減少している。

自由刑について、刑の種類別に人員及び構成比を見ると、懲役が32,855人 (91.3%)、禁錮が3,122人 (8.7%) であり、前年に比べると、懲役が2.9% (990人) 減少し、禁錮が0.4% (11人) 増加している。

また、執行猶予期間別に人員及び構成比を見る(表41)と、執行猶予期間が3年以上の構成比が66.6%と最も高く、次いで4年以上が22.3%を占めている。

表41 刑の執行猶予言渡し期間別人員

執行猶予期間	人 員	構成比 (%)
計	35,981	100.0
1 年 以 上	5	0.0
2 年 以 上	937	2.6
3 年 以 上	23,966	66.6
4 年 以 上	8,034	22.3
5 年	3,039	8.4

平成24年において刑の執行猶予の言渡しが取り消された者は5,176人（取り消された刑の種類は、懲役5,159人、禁錮17人）で、前年に比べると253人（4.7%）減少している。

刑の執行猶予の言渡しを取り消された者のうち、執行猶予期間中に罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者は4,877人で、刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の94.2%を占めている。このうち、保護観察又は補導処分の期間中（仮解除の期間は除く。）であった者は869人で、罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者の17.8%を占めている。